

平成 29 年度  
事 業 計 画 書



社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会

## 目 次

基本理念	4
基本方針	4
重点項目	4
I 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進 5	
1、地域住民の主体的福祉活動の推進 5	
(1) ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 5	
(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業 を軸としたボランティア活動の推進 5	
2、当事者の社会参加の推進 5	
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催 5	
(2) シルバー人材センター事業 6	
(3) 福祉バス管理運行事業 6	
(4) 福祉団体などへの支援 6	
3、福祉課題の把握 6	
(1) 各種団体などへのPR活動 6	
(2) 地域福祉活動計画の進行管理 6	
II 地域福祉サービスの推進 6	
1、介護保険事業などの運営 6	
(1) デイサービス事業 6	
(2) ホームヘルプサービス事業 9	
(3) 居宅介護支援事業 10	
2、地域支援事業の推進 12	
(1) 地域包括支援センター事業 12	
(2) 生活支援体制整備事業 14	
(3) 脳トレ教室（通所型サービスB） 14	
3、地域福祉活動の推進 14	
(1) いきいきふれあいサロン事業 14	
(2) 軽度生活援助事業 14	

(3) 福祉有償運送事業	14
(4) 高齢者世帯等除雪援助事業	14
(5) 除排雪困難世帯巡回等事業	15
<b>III 福祉教育・ボランティア活動の推進</b>	<b>15</b>
1、福祉意識の高揚と人づくり	15
(1) 社会福祉大会の開催	15
(2) 子育て応援ネット事業	15
2、福祉教育の推進	15
(1) ボランティア活動推進校の推進	15
(2) 社会福祉士養成実習（大学生）の受け入れ	15
3、ボランティア活動の推進	15
(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成	15
(2) 災害ボランティアネットワークの構築	16
<b>IV 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実</b>	<b>16</b>
1、福祉情報の提供	16
(1) 社協広報紙の発行	16
(2) 社協ホームページの運用・更新	16
2、相談体制の確立	16
(1) 心配ごと相談所事業	16
(2) 広域法律相談所事業	16
3、生活支援体制の確立	17
(1) 日常生活自立支援事業	17
(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置	17
(3) 紙おむつ支給事業	17
(4) 福祉器具の貸出事業	17
(5) 生活福祉資金貸付事業	17
(6) たすけあい資金貸付事業	17
(7) 有職知的障害者交通費助成事業	17
(8) 斎壇事業	17
(9) 公共施設の運営	18

<b>V 社協基盤の充実・強化</b>	18
1、社協組織の強化	18
(1) 役員研修会の実施	18
(2) 理事会・評議員会の充実	18
2、職員体制の強化	18
(1) 職員の待遇安定	18
(2) 資格取得の促進	18
(3) 各種研修会への派遣	18
(4) 人事考課制度の導入	18
3、財政基盤の整備	18
(1) 公費助成の確保	18
(2) 基金の運用と増資	19
(3) 収益事業による自主財源の確保	19
(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進	19
(5) 共同募金運動への協力	19
<b>VI 関係機関・団体との連携</b>	19
1、関係機関・団体との連絡調整	19

# 平成 29 年度社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会事業計画

## 〔基本理念〕

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現

## 〔基本方針〕

わが国は、少子高齢化と人口減少、家族や地域の在り方の変容、社会経済の変化などが進む中、地域社会においては、生活困窮、社会的孤立、医療、介護、子育てへの不安や負担など、地域において様々な生活課題が顕在化してきており、改めて地域福祉の重要性が叫ばれている。これらの問題解決に向けて、公的な福祉サービスの充実は勿論であるが、小地域での見守りや助け合い活動など、地域住民を主体とした地域福祉の推進が重要な課題となっており、住民同士の支え合いによる人と人との絆を強くした「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現が、より一層求められている。

このような中、社会福祉協議会は公共性の高い地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その対象や分野を問わず、地域の様々な課題や住民のニーズを的確に把握し、それらに対応した総合的なサービスの提供や活動を進める必要がある。

また、平成 29 年度をもって第 2 次藤崎町地域福祉活動計画の期間が終了することから、第 3 次藤崎町地域福祉活動計画（平成 30 年度～平成 34 年度）の策定に取り組まなければなりません。

社会福祉協議会は、住民同士の支え合いを基調とした地域福祉の一層の推進を図るために、行政・町内会・民生委員児童委員協議会・関係機関などと連携・協働をさらに強め、基本理念として掲げている「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて、次の 4 つを重点項目として掲げ事業を展開する。

## 〔重点項目〕

1. 生活支援体制整備事業の普及及び推進
2. 総合的な福祉ニーズを抱える住民を支援する各種相談体制の充実
3. 利用者・家族・地域に必要とされる介護予防・介護サービスの充実
4. 斎壇事業の普及・啓発活動

## [実施事業]

I

### 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

#### 1. 地域住民の主体的福祉活動の推進

##### (1) ほのぼのコミュニティ 21 推進事業 (町受託事業)

- ①一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないように、各町内のはのぼの交流協力員(ボランティア)が定期的に対象者世帯を訪問することにより、安否確認や状況把握を行い、問題があった場合は早急に関係機関と連携を図り、問題解決に努める。
- ②はのぼの交流協力員の活動強化と関係機関(行政、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど)との連携
- ③新規対象者の発掘とはのぼの交流協力員の継続的確保
- ④広報活動による活動状況や事業の啓発
- ⑤ほのぼの交流協力員及び民生委員児童委員合同研修会の開催
- ⑥対象者についての見守り体制を強化するための情報交換を行う。
  - ・対象世帯数 349世帯
  - ・ほのぼの交流協力員数(藤崎地区79名・常盤地区42名 合計121名)

##### (2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業を軸としたボランティア活動の推進

- ①一人暮らし高齢者や障がいのある人などを対象に緊急時の安全と不安や孤立感、孤独感を解消するために福祉安心電話を設置し、24時間体制(県社協との連携)により事業を実施する。
- ②定期的な電池交換(年1回)、作動テストの実施(年2回程度)と操作方法の確認(随時)
- ③福祉安心電話設置者の緊急時の安全と不安や孤立感・孤独感の解消のために、福祉安心電話協力員(ボランティア)の協力を得て活動を推進する。
- ④設置者データの確認(年1回)
- ⑤福祉安心電話協力員会議の開催
- ⑥安心電話の操作方法と協力員相互の情報交換を行う。  
(福祉安心電話設置数40台 福祉安心電話協力員数104名)

#### 2. 当事者の社会参加の推進

##### (1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催

藤崎・常盤両老人福祉センターにおいて、会食をしながら参加者同士の交流を図るとともに、地域のボランティアなどとの交流を深める。

- ①藤崎地区 年8回開催、常盤地区 年8回開催
- ②合 同 年3回開催
- ③日帰り温泉旅行 年1回開催

## (2) シルバー人材センター事業

高齢者の知恵や経験を活かし、就労を通じて生きがいづくりを促進する。

(会員数 29名)

◎会員数の増強及び啓発活動

◎「シルバーの日」の実施(清掃ボランティア活動)

## (3) 福祉バス管理運行事業(町受託事業)

福祉団体などの活動促進と地域住民の福祉向上を目的に、効率的な運行を行う。

## (4) 福祉団体などへの支援

福祉団体の事務局を担うことにより、福祉団体の支援と育成を図る。また、各種制度の改正や地域社会の変化など福祉団体を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種研修や情報提供の充実を図る。

◎身体障害者福祉会活動支援

◎母子寡婦福祉会活動支援

◎遺族会活動支援

◎ボランティア連絡協議会活動支援

## 3. 福祉課題の把握

### (1) 各種団体などへのPR活動

町内会や各種団体など希望に応じて、職員が地域に出向き、社協事業のPRや福祉情報の提供を行う。

### (2) 地域福祉活動計画の進行管理

社協が策定し取り組んでいる第2次藤崎町地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)の評価を行うとともに、第3次藤崎町地域福祉活動計画(平成30年度～平成34年度)の策定に取り組む。

II

## 地域福祉サービスの推進

### 1. 介護保険事業などの運営

#### (1) デイサービス事業(介護事業・介護予防事業・総合事業)

##### ①事業目的

デイサービスセンター利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図るために適正に支援することを目的とする。

##### ②重点目標

◎利用者が未永く自宅で過ごしてもらえるために、日常生活全般を見渡してアドバイスできるよう職員資質の向上を図る。

- ◎常に利用者の話に耳を傾けながら、個別のニーズをサービスに反映させ、センターで過ごす時間が「楽しく」「心地よく」「満足」となり、センターの利用を楽しみにしてもらえるようなサービス提供を目指す。
- ◎介護者の介護負担の軽減を常に意識しながらサービス提供を行い、介護者や家族から信頼される良好な関係づくりを目指す。
- ◎地域の高齢者世帯の方々が、生活しやすいと思える支援サービスを検討し、支援していく。
- ◎サービス提供内容について、関係居宅介護支援事業者に隨時発信しながら様々な方面からの意見を聞き入れ、定期的に評価及び見直し作業を行う。

### ③事業内容

#### ◎看護師による健康チェック

血圧・体温・脈拍・体重などの測定を行い、健康状態を把握し、変化が見られた場合は家族や関係機関との連絡を密にし、利用者の健康管理に努める。また、必要に応じて持参した内服薬などの投与管理を行う。

#### ◎入浴

安全で心地良い入浴ができるように、浴室・脱衣室の入浴環境を整え、必要な介助を行う。また体調や皮膚状況のチェックを行う。

#### ◎給食

嗜好にあわせ、栄養バランスのとれた食事を日替わりで用意し、四季にちなんだ献立や旬の素材を取り入れ職員と楽しい食事や会話を共有する。また、おかゆ・刻んだおかず・ミキサー食・トロミ食を用意するとともに、介護食器を用意し、食事中の見守りをしながら必要に応じて介助する。

#### ◎口腔ケア

昼食後の歯みがきや入れ歯の手入れを指導することにより口腔疾患や誤嚥性肺炎を予防するとともに、爽快感や口臭予防を促し、必要に応じて介助する。また、自宅でも継続して取り組めるように個別ケアも合わせて支援していく。

#### ◎機能訓練

利用者の意向や体調、安全性を考慮しながら、リハビリスタンプカードを活用し自発的な機能訓練や生活活動訓練の取り組みを行う。  
また、リハビリ体操、食事前の咀嚼や嚥下を良くする口の体操の他、午後のレクリエーションや園外行事などを通じて気軽に楽しんでもらいながら残存機能の維持に努める。

#### ◎相談援助

利用者の心身の安定と自立を高めるために個々のニーズを把握する。また、利用者や介護者への生活相談を常時実施し、利用者が在宅で生きがいを持って安定した生活を送れるように援助する。

#### ◎送迎

利用者の心身の状態を考慮しながら地理的に効率の良い送迎ルートを設定し、安全第一を念頭において送迎を行う。

④営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日から日曜日（年中無休）

◎営業時間：午前8時から午後4時55分まで

⑤利用定員

◎35名

⑥職員体制

職名	常勤	非常勤	計
所長 (生活相談員・介護員兼務)	1名		1名
生活相談員 (看護職員・機能訓練指導員・介護員兼務)	2名		2名
生活相談員 (介護員兼務)	1名		1名
看護職員 (機能訓練指導員兼介護員兼務)	1名		1名
介護員	4名	3名	7名
調理員		2名	2名
計	9名	5名	14名

⑦年間行事計画

行事計画にあたっては、利用者の要望を取り入れながら楽しみにしてもらえる内容となるよう、常に新鮮な発想で創意工夫する。また、外部慰問の受け入れを積極的に行ったり、演奏会や展示会への外出、天気の良い日などはドライブ会を実施するなどして、利用者の余暇活動が刺激的になるようにする。

月	行事	月	行事
4	お花見会	10	収穫感謝祭（一人暮らしの方々と交流）
5	水族館ドライブ会	11	秋の大運動会
6	買い物会	12	クリスマス会
7	買い物会	1	新年会
8	納涼祭	2	節分
9	買い物会	3	ひな祭り

※誕生会は毎月実施する。

⑧生活環境の安全管理及び衛生管理

◎生活環境の安全管理

生活環境の安全管理は、利用者を主体的に捉え、機能しやすいように整備し安全確保に努める。また、万が一の事態にも機敏に対応できるように救命訓練に取組む。

## ◎衛生管理

衛生管理は消毒を徹底して集団感染の予防に努め、感染症の流行期には注意喚起を促す。また、定期的に職員の血液・鼻腔検査・調理職員の検便、浴槽のレジオネラ属菌の検査を実施するとともに、毎出勤時、職員衛生管理表でチェックを行う。

## ◎防 災

火災や地震、風水害を想定した避難訓練を実施し、非常災害時の対応を強化する。)

## ◎建物管理

ボイラー・防災設備・浴室設備・調理施設においては、定期点検整備を実施する。

## ◎補 償

損害賠償保険に加入し、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに補償を行う。

## ⑨職員研修及びサービス向上のための検討会の実施

利用者や家族が、在宅での生活を継続できるような情報や知識を習得するために、各種研修会への参加を積極的に行う。また、サービス向上のため検討会を実施する。

## ⑩家族介護者の集い

介護者同士の情報交換会や介護に関する学習会を実施し、悩みや労苦の共有を図るとともに、介護技術や介護サービスの情報提供を行うなど、介護者の心身の疲弊を軽減し在宅介護が継続できるように支援する。

また、提供するサービスに対して介護者からの要望を検討し、満足してもらえるサービス提供を展開していく。

## ⑪ボランティア活動の推進

利用者へのお茶出しや話し相手、外出行事での付き添いなどのボランティアを募集し、必要に応じて利用者の特性や介護技術の講習を行うなど、参加するボランティア自身が不安なく活動できるように、ボランティアの育成に取り組みながら利用者サービスの充実を図る。

## ⑫関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。（行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など）

## (2) ホームヘルプサービス事業（介護事業・介護予防事業・総合事業・障害者自立支援事業）

### ① 事業目的

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助・その他の生活全般にわたる援助活動を行う。

## ②サービス目標

- ◎住み慣れた在宅での生活援助を行い、個々にあったサービスを提供することにより、充実した在宅生活を送っていただく。
- ◎利用者が心豊かにその人らしく安心して暮らすことができる生活を支える。
  - ・職員同士で情報共有し、利用者・家族との対話を大切にしたサービスの提供にあたる。
  - ・個々のニーズにあったサービスを提供することにより、在宅生活の継続を支援していく。

## ③事業内容

- ◎介護保険によるホームヘルプサービス  
〔身体介護・生活援助・通院等乗降介助・介護予防〕
- ◎総合事業によるホームヘルプサービス
- ◎障害者自立支援法によるホームヘルプサービス  
〔身体障害(児)者・知的障害(児)者に対する身体介護・家事援助・通院等乗降介助〕

## ④営業日及び営業時間

- ◎営業日：月曜日から日曜日まで
- ◎営業時間：午前7時から午後10時まで  
(但し、通常は午前8時から午後4時45分まで)

## ⑤職員体制

職名	常勤	非常勤	計
所長 (サービス提供責任者兼務)	1名		1名
サービス提供責任者	1名		1名
介護員	1名	4名	5名
計	3名	4名	7名

## ⑥職員研修

高齢者介護や認知症介護に関する知識・技術の向上を目的として積極的に各種研修会などに参加する。

## ⑦関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。  
(行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など)

## (3) 居宅介護支援事業（介護事業）

(町受託事業である要介護認定調査含む)

### ①事業目的

高齢者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

また、事業の実施にあたっては、行政・地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるとともに、相談からサービス提供などに至るまで、相談者に不安を与えないような説明と地域包括支援セン

ターやその他、関係機関との連携を強化する。

#### ②サービス目標

◎利用者の「できる」部分に着目し、自立支援に向けて利用者・家族・サービス担当者に対して、方向性と目標を明確にした質の高いプランを提供できるよう努める。

◎他事業所・他機関との連携を積極的に図るとともに、職員間の情報交換・情報共有を行い、相談対応やサービス調整がスムーズに行えるようにする。

#### ③事業内容

居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターや居宅サービス事業者との連携は勿論のこと、地域の居宅介護支援事業者として利用者保護の観点から、利用者個人の意志が反映された介護計画の作成及び維持管理を目的として下記の業務を行う。

##### ◎申請手続き代行業務

1) 要介護認定の更新及び変更、新規申請手続きの代行を行う。

2) 制度上、サービスを利用する際に必要な申請手続きの代行を行う。

(住宅改修、福祉用具購入、保険証再交付の手続きなど)

3) 介護保険制度に関することだけではなく利用者の状況に合わせ、必要な申請手続き代行を行う。(紙おむつ支給申請、生活上必要な手続きなど)

##### ◎要介護・要支援認定の調査業務

サービス利用者の認定有効期限が切れることがないように認定の有効期限を管理し、円滑に保険給付が受けられるようにする。

##### ◎ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

要介護認定結果に基づき、必要な介護内容を盛り込んだ居宅サービス計画を毎月作成する。また、急にサービスが必要になった場合は、暫定でのサービスが利用できるよう援助を行う。

##### ◎利用者が希望するサービスの確保及びサービス提供機関との連絡調整

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが確保されるように、サービス提供機関との連絡調整・交渉を行う。

##### ◎利用者が継続して利用するサービスの維持・管理

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが継続して行われるように、サービス提供機関との連絡調整を行う。

(利用状況・経済状況などの確認、苦情処理など)

##### ◎請求業務

毎月、居宅サービス計画作成費の請求を青森県国保連合会に対して行う。

(居宅サービス計画作成費は、保険給付10割のため利用者負担はなし)

※個人情報の取り扱いについては、目的の範囲内で最小限に留める。

#### ④職員研修

外部研修では、地域住民・要介護者などからの介護保険に関する相談に的確・迅速に対応するため、積極的に各種研修会などへ参加し、知識及び技術の習得、専門性の確保・向上を図る。(介護支援専門員更新研修など)

◎事業所内では定期的に困難事例についての検討会やケアマネジメントの技術向上に向けての検討会を開催する他、事業所外では地域のネットワーク研修会やケアマネ情報交換会などに参加し、自らの技術向上に努める。

⑤営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日から土曜日まで

(但し、12月29日から1月3日までを除く)

◎営業時間：午前8時15分から午後5時まで

(但し、電話にて24時間365日対応する)

⑥職員体制

職名	常勤	非常勤	計
所長 (介護支援専門員兼務)	1名		1名
介護支援専門員	2名		2名
計	3名		3名

## 2. 地域支援事業の推進

### (1) 地域包括支援センター事業（町受託事業）

①事業目的

地域の高齢者やその家族が抱える介護・健康・福祉・虐待防止・権利擁護などの様々な生活課題を総合的に受け止め、課題解決にむけて専門職が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら包括的かつ継続的に支援し、住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるように援助を行う。

②重点目標

行政の具体的な運営方針に基づく『地域包括ケア』実現のために

1. 地域ケア会議の充実を図り、個別課題から地域課題解決に向け取り組む。
2. 今後も増え続ける認知症高齢者に対し「認知症総合支援事業」に取り組む。
3. 予防給付（一部サービス）の総合支援事業移行へ対応する。

③事業内容

◎包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態などになることを予防するため、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業・日常生活支援総合事業及びその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

2) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようとするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行う。

3) 権利擁護事業

地域の民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決

できない、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

4) 包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、また個々の介護支援専門員に対し支援を行う。

5) 地域ケア会議の推進

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題の抽出・解決へ向けた取り組みを行う。

6) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう、医療と介護が連携し一体的に提供できる関係づくりを推進する。

7) 認知症施策の推進

早期の認知症識別診断や、適切な医療・介護が受けられる初期対応を行う。また、認知症になっても周囲の協力のもと住み慣れた地域で生活が継続できるネットワークづくりを行う。

◎指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント

新たに始まった総合事業と指定介護予防支援事業において、高齢者が在宅において、自立した生活が送れるよう「介護予防ケアマネジメント」及び「介護予防サービス計画」を作成する。

④営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日～土曜日（日曜日と年末年始を除く）

◎営業時間：午前8時15分～午後5時

（時間外は24時間電話にて対応する。）

⑤職員体制

職名	常勤	非常勤	計
所長 (社会福祉士兼務)	1名		1名
看護師	1名		1名
主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	2名		2名
計	5名		5名

⑥職員研修

各種研修会へ積極的に参加し、専門知識及び技術の習得、専門性の向上・確保に努める。

## (2) 生活支援体制整備事業（町受託事業）

高齢者が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活ができるように、住民や関係機関、団体などが助け合い活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を活かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、支え合いの体制づくりを推進する。

- 協議体会議の開催（随時）
- 地域課題などの把握及び検討
- 住民が主体的に行う生活支援・介護予防サービスの充実
- 人材の発掘及びスキルアップ研修会の開催
- 活動団体の育成及び支援
- 関係機関・団体などとのネットワーク構築

## (3) 脳トレ教室〈通所型サービスB〉（町受託事業）

「樂習（がくしゅう）」を通して、認知症状の改善や予防に努めるとともに、教室に通う仲間やサポーターと交流することで生きがいや楽しみを見つけ、閉じこもり解消を図る。

- 開 催：前 期 平成29年 5月～平成29年9月  
後 期 平成29年11月～平成30年3月  
藤崎地区 毎週金曜日 藤崎老人福祉センター  
常盤地区 毎週火曜日 常盤老人福祉センター  
どちらも午前9時30分～12時まで
- 研 修 会：脳トレサポーター研修会の開催（4月・10月）
- 脳トレ咲楽（さくら）の支援

## 3. 地域福祉活動の推進

### (1) いきいきふれあいサロン事業

地域で生活している高齢者と住民（ボランティアなど）が気軽に集い、ふれあい交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げるとともに、心身機能の維持向上を図ることにより、要介護状態になることを予防する。

### (2) 軽度生活援助事業（町受託事業）

要援護高齢者、一人暮らし高齢者及び高齢者二人世帯に対して、ホームヘルパーが行う家事援助事業を提供することにより、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き継ぎ生活できるよう支援する。

### (3) 福祉有償運送事業（町受託事業である移送サービス含む）

在宅高齢者や障がいのある人で、公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に運輸局許可車両を使用し、有償で移送サービスを行う。

### (4) 高齢者世帯等除雪援助事業

一人暮らし高齢者及び高齢者二人世帯に対して、生活道路の確保を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

## (5) 除排雪困難世帯巡回等事業

一人暮らし高齢者及び高齢者二人世帯に対して、雪に関する見守りをしながら巡回し、排雪などの援助を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

### III

## 福祉教育・ボランティア活動の推進

### 1. 福祉意識の高揚と人づくり

#### (1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉発展に功績があった方々への表彰を行う。

#### (2) 子育て応援ネット事業

「子育てサポート養成講座」修了者並びに「子育て応援ボランティア養成研修会」修了者を中心に、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。また、黒石市・平川市ファミリーサポートセンターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図るとともにPR活動を行う。

### 2. 福祉教育の推進

#### (1) ボランティア活動推進校の推進

町内の小・中学校を指定し、各学校が地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養い心豊かな人材の育成を目的に事業を行う。

##### ◎推進校の指定

○藤崎小学校 ○藤崎中央小学校 ○常盤小学校 ○藤崎中学校 ○明徳中学校

◎学校で行う福祉に関する学習への協力

◎福祉学習プログラムの活用

#### (2) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ

社会福祉士(国家資格)を目指している福祉系大学生に対して、社会福祉士に必要とされる「社会福祉実習プログラム」に基づいた、社会福祉実習を行う。

### 3. ボランティア活動の推進

#### (1) ボランティアセンターの充実及び人材育成

ボランティアセンターでは、情報の提供や各種相談、人材育成を通じて、個別のボランティアや福祉団体への支援を図りながら、ボランティア活動の基盤整備を図る。

- ①ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ②ボランティアに関する相談、登録、斡旋
- ③ボランティアに関する養成、研修
- ④ボランティア活動保険などの加入促進
- ⑤ボランティア収集ボックスの活用
- ⑥ボランティア連絡協議会との連携

## (2) 災害ボランティアネットワークの構築

各地で大規模災害が発生し、藤崎町でも水害が毎年のように発生している。社協では、独自に作成した「災害時職員対応マニュアル」を参考に、緊急時に速やかに対応できる体制を強化する。また、災害時に迅速な安否確認ができるように、災害時要援護者名簿を定期的に見直し、緊急時に備える。

## IV 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

### 1. 福祉情報の提供

#### (1) 社協広報紙の発行（年12回）

社協広報紙「ふじさき社協だより」の発行により、福祉情報の提供や福祉活動への参加啓発を行う。

- ◎毎戸への配布
- ◎公共機関や民間企業などへの配布

#### (2) 社協ホームページの運用・更新

社協ホームページにより、福祉情報の提供や社協が行う事業のPRを行う。

### 2. 相談体制の確立

#### (1) 心配ごと相談所事業（町受託事業）

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、その問題解決に努める。また、社協広報紙により心配ごと相談所のPRや問題解決のために各関係機関との連絡調整を行う。

- ◎常時2名体制による心配ごと相談所（藤崎地区・常盤地区で毎週水曜日開催）の開設
- ◎専門相談員（司法書士、保健師OB）による『こころの健康相談所』（毎月第1、3水曜日）の開設

#### (2) 広域法律相談所事業

平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協の持ち回り

による法律（弁護士）相談所を無料で開設する。

◎開設回数（年11回開催）

平川市社協6回、西目屋村社協1回、藤崎町社協2回、大鰐町社協1回、

田舎館村社協1回

### 3. 生活支援体制の確立

#### (1) 日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活を送ることができるよう援助する。

#### (2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置

本会のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速に改善を図る。

#### (3) 紙おむつ支給事業

在宅で紙おむつを使用している寝たきり高齢者などに対して、その世帯の経済的負担の軽減を目的に、要介護者の状態に応じた紙おむつを支給する。

#### (4) 福祉器具の貸出事業

在宅で要介護状態にある方やケガなどにより福祉用具が必要になった方に対して、福祉器具（ギャッジベッド・車いす）を貸し出しうる。

#### (5) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯・高齢者世帯・障がいのある人がいる世帯に対して、経済的自立を目的に各種資金の貸し付けを行う。

#### (6) たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対して、経済的自立を目的に資金の貸し付けを行う。

(1回につき貸付限度額50,000円以内)

#### (7) 有職知的障害者交通費助成事業

就労している知的に障がいのある人に対して、職場までの交通費の一部を助成することで就労を支援し、社会参加の促進を図る。(1ヶ月4,000円上限)

#### (8) 斎壇事業

廉価で斎壇を貸し出し、町の合理化運動を推進する。また、お手伝いがいらないなどの理由により本会の斎壇を利用できないという声も聞かれることから、斎壇事業協力隊により、ご遺族を一部サポートする取り組みも行う。

(花輪ポスターの推進、香典返し廃止の推進、会費制の推進)

◎協力隊員の確保及び登録

◎協力隊活動の周知徹底

【協力隊の援助内容】

- ①通夜・葬式の司会
- ②斎壇の設置作業、解体作業
- ③通夜・葬式会場に係る準備作業、後片付け作業
- ④花輪ポスター名前書き及び看板書き

#### (9) 公共施設の運営（町指定管理事業）

町からの指定管理(平成27年度～平成31年度)による藤崎・常盤老人福祉センターの管理運営を行う。

V

### 社協基盤の充実・強化

#### 1. 社協組織の強化

##### (1) 役員研修会の実施

県社協などが開催する各種研修会に参加し、社会福祉情勢や社協が取組むべき問題や課題について理解と認識を深め、組織体制の強化を図る。

##### (2) 理事会・評議員会の充実

執行機関である理事会の責任ある体制づくりと、議決機関である評議員会におけるチェック体制の強化を図る。

#### 2. 職員体制の強化

##### (1) 職員の待遇安定

福祉事業や介護保険事業の安定運営に努めるとともに、職員の待遇安定化に努める。

##### (2) 資格取得の促進

社会福祉の専門職としての資格取得を積極的に促し、専門性を高める。

##### (3) 各種研修会への派遣

内部研修や外部研修への参加を促し、職員の資質向上を図る。また、職員の経験年数や職務内容を考慮した研修会への参加を促す。

##### (4) 人事考課制度の導入

人事考課制度に関する基本的事項を定め、職員の職務の実現度、業務の遂行度及び職員の能力・資質の向上並びに勤労意欲の高揚を目的として実施する。

#### 3. 財政基盤の整備

##### (1) 公費助成の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推

進のための補助金・受託金の継続的な要望を働きかける。

(2) 基金の運用と増資

福祉基金や介護保険調整基金の運用とともに増資に努める。

(3) 収益事業による自主財源の確保

収益事業による自主財源の確保に努める。

(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進

社協が住民の参加と協力のもとに活動が推進できるように、新規会員の確保と既存会員への継続加入に努める。

(5) 共同募金運動への協力

共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに募金実績により配分される共同募金配分金の拡大に努め、地域福祉の向上に努める。

VI 関係機関・団体との連携

1. 関係機関・団体との連絡調整

◎行政、町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、福祉施設、関係団体、企業などと連携し、福祉活動を推進する。

◎津軽広域社協連絡協議会との連携（弘前市社協、黒石市社協、平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協、板柳町社協で組織）

◎青森県市町村社協連絡会との連携（県内40市町村社協で組織）